

2025 年調査用

経済産業省生産動態統計調査

窯業・建材製品関係月報記入要領

耐火れんが・不定形耐火物月報
炭素製品・研削砥石月報
ボード・パネル月報
金属製建具月報

〔調査票番号〕 7250、7260、7290、7320



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

2025 年 1 月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鉱工業動態統計室

◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
・ 定義外の品目分を計上 ・ 定義内の品目分を未計上	調査票記入要領に記載してある調査品目の定義や品目例示、生産などの調査項目の定義を確認してください。 調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。
・ 海外生産分を生産に計上	本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「生産」には、海外に所在する関連企業の生産分を含めないでください。 ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。
・ 三国間貿易分を計上	海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。
・ 在庫量の推計	在庫には、月末の实在庫量を記入していただくのが原則です。 どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的(四半期や半期など)に实在庫量を確認して報告してください。
・ 重複報告	自事業所(A工場)に他事業所(B工場)分を含めて報告している場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にかB工場も調査票を提出している、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。
・ 単位誤り	調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。
・ 月末従事者数の誤り	「事業所」の月末従事者数には、貴事業所に常時従事している全ての人数(生産及び管理などの業務に常時従事している人数)を記入します。 一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数を記入します。 したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。

また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

◆オンライン提出に関するQ & A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 ー①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ https://www.e-survey.go.jp/
A 1 ー②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書 18 ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL で提出してください。提出から約 2 週間後にログインのための調査対象者 ID・初期パスワードを郵送でお送りします。なお、オンライン提出の開始希望月を将来に設定された際には開始希望月付近で送付します。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excel のバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書 2 ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書 19 ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL まで提出してください。

【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

〔電話番号〕 03-3501-1090 〔E-MAIL〕 bzl-stats-info@meti.go.jp

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外の Q&A も掲載しています。）

（URL） <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

ー お願ひ ー

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者 ID」や「パスワード」の情報は継続して使用していただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者 ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

窯業・建材製品関係月報記入要領

目 次

ページ

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	1
5. 調査期日及び調査期間	1
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	1
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2

〔記入注意事項〕

1. 一般事項	3
2. コード欄の記入について	3
3. 一括事業所の調査票の記入について	4
4. 共通調査項目別事項	4
(1) 製品欄	4
① 生産	4
② 受入	4
③ 消費	4
④ 出荷	5
⑤ 月末在庫	5
(2) 労務欄	6
① 月末従事者数	6
(3) 備考欄	6

〔月報別記入注意事項〕

《耐火れんが・不定形耐火物月報》	7
1. 製品欄	
2. 生産能力欄	
《炭素製品・研削砥石月報》	9
1. 製品欄	
2. 生産能力欄	
《ボード・パネル月報》	11
1. 製品欄	
2. 繊維板・パーティクルボード生産量の換算値	
《金属製建具月報》	13
1. 製品欄	
調査票のオンライン提出について	15
調査票様式	20

窯業・建材製品関係月報記入要領

この記入要領は、窯業・建材製品に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、窯業・建材製品（耐火れんが・不定形耐火物、炭素製品・研削砥石、ボード・パネル、金属製建具）に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所（以下「工場」という。）が調査の対象です。

ただし、金属製建具については、事業所全体の従事者が30人以上の工場が調査の対象となります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、同法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2025年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（15～19ページ）を参照してください。

7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

- (1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、下記「9. 調査票に関する連絡先」に、その旨を連絡してください。
- (2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。
- (3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。
ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡し、指示に従ってください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞

電話：0120-172-938（通話料無料）

〔受付時間〕 平日 9:00～18:00（平日 12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 資源・生活用品班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

電話代表 03-3501-1511 内線 2868

〔記 入 注 意 事 項〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績がない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、1月～12月は01～12として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2ページ参照）に照会してください。

例えば、1月分で事業所所在地が13（東京都）－00058015の場合は次のように記入します。

【記入例】

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号							
			都道府県	整 理 番 号						
A 0 7	* * * *	2 0 2 5 0 1	1 3	0	0	0	5	8	0	1 5

(3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。

(4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。

ただし、一括調査報告の指定内容は事業所ごとに異なりますので、指定された内容をよく確認の上記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき記入事項（4. 共通調査項目別事項、月報別記入注意事項）を参照の上記入してください。

4. 共通調査項目別事項

調査項目の記入は、調査品目（調査票記載品目）の製品を生産している工場の受払いを品目ごとに記入します。したがって、調査品目の製品を生産していない場合は、その品目欄の受払いを記入する必要はありません。

なお、〔月報別記入注意事項〕（7ページ以降）も必ず参照してください。

(1) 製品欄

① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの工場で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量を次の点に注意して記入してください。

ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

イ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ウ. あなたの工場で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

② 受入

調査期間中にあなたの工場で生産している調査品目（調査票記載品目）と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量を記入してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの

エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

③ 消費

調査期間中にあなたの工場での他の製品の原材料、加工用として消費した数量を記入してください。

なお、自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはしないで、出荷欄の「その他」に計上してください。

④ 出 荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

(販 売)

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

ただし、委託者が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上しないで、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

オ. 輸出したもの（同一企業内の海外工場などへ出荷したものを含む。）

(その他)

ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの

イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの

エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

オ. 自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

カ. 自己消費したもの（ただし、調査票に消費欄が設けられている場合は消費欄に計上してください。）

キ. 受入れた製品を返品したもの

(販売金額)

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。

ア. ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

注：その他の諸掛りには、積み下ろし料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

イ. 委託者から原材料の供給を受け、加工賃を受け取る場合の価格は、原材料をその受給時の市価で購入したものとして算出してください。

⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

なお、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別されていない倉庫は、工場の所属とし

ます。

(注) 製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

$$(\text{前月末在庫} + \text{生産} + \text{受入}) - (\text{消費} + \text{販売} + \text{その他出荷}) = \text{月末在庫}$$

調査票に「消費」の項目が設けられていないこと、又は廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

(2) 労務欄

① 月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「当該品目部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

ア. 従事者とは次のものをいいます。

(ア) 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。

ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

(イ) 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などは(ア)に準じて扱います。

(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(エ) 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

イ. 「当該品目部門」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で分割してください。

ウ. 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあって区分が困難な場合は含めても差し支えありません。

(3) 備考欄

① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などで、**前月と比べ大幅な変動があった場合は**、「〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「定期修理入り（又は定期修理明け）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差し支えない範囲で主な理由を注記してください。

なお、「定期修理入り」については、その設備の定期修理期間及び前回実施時期も合わせて注記してください。

② 生産能力に変化があった場合は、「増設」、「設備廃棄」、「生産能力の見直し」などの区別を記入してください。

〔月 報 別 記 入 注 意 事 項〕

《耐火れんが・不定形耐火物月報》

この調査票を提出する事業所は、耐火れんが・不定形耐火物を生産している事業所です。

1. 製品欄

(1) 耐火れんが

耐火れんがは、主として原料面から以下の5品目に分けて記入してください。

① 粘土質

耐火粘土（ろう石を含む）あるいはこれに類似する原料を主原料とする耐火れんが及びこれに準ずるものをいいます。

② 高アルミナ質（電鑄品を含む）

アルミナ質の原料あるいはこれに類似する原料を主原料とする耐火れんが及びこれに準ずるものをいいます。

③ 塩基性れんが（ドロマイト質を含む）

マグネシア質、クロム質、カルシア質あるいはこれに類似する原料を主原料とする耐火れんがで、マグネシアれんが、マグネシア・クロムれんが、クロム・マグネシアれんが、マグネシア・カーボンれんが、スピネルれんが、ドロマイトれんが及びこれに準ずるものをいいます。

④ ジルコン（ジルコニアを含む）

ジルコン質、ジルコニア質原料を含む耐火れんがをいいます。

⑤ その他の耐火れんが

炭素（黒鉛を含む）れんが、炭化けい素質れんが、耐火断熱れんが、アルミナ・カーボンれんが、けい石れんが、クロムれんが、溶解シリカれんがなど、上記①～④以外のものをいいます。

(2) 不定形耐火物

不定形耐火物は、耐火性原料（耐火性骨材）と硬化剤などを混合した粉末状、練り土状の耐火物で、以下の3品目に分けて記入してください。

① キャスタブル耐火物

鑄込み、振動、突き固めなどの方法により施工されるものをいいます。

② 吹付材耐火物

吹付機で吹き付けて施工するものをいいます。

③ その他の不定形耐火物

耐火モルタル、プラスチック材、ラミング材、パッチング材、コーティング材など、上記①、②以外のものをいいます。

2. 生産能力欄

(1) 対象品目の範囲及び対象設備

耐火れんがを焼成炉で生産するトンネル炉及びその他の炉の合計の月間生産能力を「単位：t／月」で記入してください。したがって、不定形耐火物は範囲に含みません。

生産量には、焼成炉で生産した耐火れんが（製品欄の品目番号 0101～0105）の合計生産数量を「単位：t」で記入してください。したがって、乾燥炉で生産した耐火れんがは含みません。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、対象設備には含めないでください。

(2) 操業時間及び日数

① 1 日の操業時間は、24 時間とします。

② 1 か月の操業日数は、30.4 日（365 日／12）とします。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定に当たって、考慮しないでください。

(3) 技術条件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

(4) 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(5) 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(6) 算 式

トンネル炉（連続式）

月間生産能力＝ Σ 各炉の最大焼成能力（t／日）× 形状比率 × 30.4 日

その他の炉（不連続式）

月間生産能力＝ Σ 各炉の 1 回転当たりの最大焼成能力（t）× 形状比率
× 30.4 日／1 回転に必要な日

① 最大焼成能力とは、標準形（JIS R2101 で規定するもの）だけを焼成した場合の能力をいいます。

② 形状比率とは、異形（標準形以外のもの）を焼成したことによる減少率で、前年の実績から、次式により計算します。

（標準形生産量＋異形生産量）／ 全部標準形であった場合の生産量

③ その他の炉の 1 回転に必要な日数は、積み込みから窯出しまでの日数とします。

④ 生産能力は、原則として炉（又は炉群）ごとに計算します。

《炭素製品・研削砥石月報》

この調査票を提出する事業所は、**炭素製品・研削砥石**を生産している事業所です。

1. 製品欄

(1) 炭素製品

炭素製品の調査品目は人造黒鉛電極（丸形）、その他の電極（連続自焼式電極ペーストを含む）、ブラシ、特殊炭素製品及び炭素繊維です。

① 電 極

電極には、人造黒鉛電極、その他の固型電極（電解板、炭素電極）及び連続自焼式電極ペースト（ゼーダーペースト）などを含め、他種の電極（金属電極、金属塩化物電極）は含めません。

② ブラシ

電気用炭素製品を電機用ブラシといい、電動機、発電機、回転変流機などの回転部に位置し、摺動接触によって電流の授受を行うものです。人造黒鉛質、金属黒鉛質、炭素黒鉛質（天然黒鉛と微晶質炭素を一定割合で混合したもので、主として小型電動機用）、天然黒鉛質（精製したりん状黒鉛を原料としたもので、鋼製スリッピング用ブラシ）のほか、含浸ブラシ、分割ブラシ、クリーナブラシのような整流特性を発揮する特殊ブラシなども含めて記入してください。

③ 特殊炭素製品

炭素棒、カーボンスライダー、カーボンパイル、コレクターカーボン、黒鉛陽極（水銀整流器用、放電管用）、抵抗板及び棒、抵抗体及び発熱体（炭化けい素質発熱体、黒鉛質発熱体など）、通信機用炭素製品、ブレーキシュー、黒鉛繊維、解しょう材、加炭材などをいいます。

④ 炭素繊維

有機繊維を耐炭化若しくはピッチを不融化し、更に炭素化、黒鉛化処理を経て実質的に炭素元素だけからなる繊維としたものをいいます。

(2) 研削砥石

天然石を除く人造研削砥石を調査の範囲とし、製法と種類によって分類します。

なお、製品の硬・軟、形状及び砥粒の粗細は問いません。

① ビトリファイド法砥石

アランダム粒（白色アランダム粒を含む。）及びカーボランダム粒（緑色カーボランダム粒を含む。）に長石、粘土類、その他の結合剤を加え、成形、乾燥、熱処理し、磁器化した製品をいいます。

② レジノイド法砥石

砥粒の結合材として、主にフェノール樹脂を用いて、加圧、成形、加熱した製品をいいます。

2. 生産能力欄

(1) 対象品目の範囲及び対象設備

炭素繊維を生産する際の生産設備の月間生産能力を「単位：kg／月」で記入してください。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、対象設備には含めないでください。

(2) 操業時間及び日数

① 1日の操業時間は、24時間とします。

② 年間操業日数は、定期修理や準備期間（ボビンの差し込み、炉への挿入等）の時間を考慮して、設定してください。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定に当たって、考慮しないでください。

(3) 技術条件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

(4) 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(5) 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(6) 算 式

$$\text{月間生産能力} = \text{年間生産能力 (kg)} \times 1 / 12 \text{ ヶ月}$$

① 年間生産能力とは、設計時の公称年間生産能力をいいます。

なお、設計時から改造、増設、廃棄等があった場合はその時の公称年間生産能力をいいます。

《ボード・パネル月報》

この調査票を提出する事業所は、せっこうボード、繊維板及びパーティクルボード、プレハブ建築用パネルを生産している事業所です。

1. 製 品 欄

(1) せっこうボード (JIS A6901)

せっこうを芯として、両面をせっこうボード用原紙で被覆し、板状に成形した内装材で、全量建築材料として使用される製品をいいます。

調査品目は、JIS A6901 せっこうボード製品に含まれるものですが、JIS 規格適合品に限らず、これに準ずる製品は全て調査の範囲になります。

この欄には、せっこうボード、化粧せっこうボード、ラスボード、シージングせっこうボード、強化せっこうボードの合計を記入してください。

① せっこうボード (JIS A6901 GB-R)

ボード製品の代表で平ボード、普通ボードと呼ぶものです。

② 化粧せっこうボード (JIS A6901 GB-D)

ボードの表面にあらかじめ化粧加工した紙を用いたものや、化粧加工した紙やプラスチックのシートなどを張り合わせたもの、塗装、型押し、凸凹などで加工したもので仕上げ材料です。

③ ラスボード (JIS A6901 GB-L)

ボードの表面にへこみをつけたもので、せっこうプラスタ塗下地として使いやすいように加工したものです。

④ シージングせっこうボード (JIS A6901 GB-S)

両面のボード用原紙及び芯のせっこうに防水処理をしたものです。

⑤ 強化せっこうボード (JIS A6901 GB-F)

芯のせっこうに無機質繊維などを混入したものです。

(2) 繊 維 板 (JIS A5905)

製品の調査範囲は無処理板（素板）及び素板の塗装、化粧紙などのオーバレイ、形押し、孔あけなどを施した二次製品の両方が対象となります。

なお、素板を二次製品に加工した場合は、二次製品に要した素板は消費量から減じて重複記入しないようにしてください。

繊維板は主に木材を中心とした植物繊維を主原料として成形した板で、密度によって硬質繊維板、中質繊維板、軟質繊維板に分類しています。いずれも厚さ、幅は問いません。

本調査では、JIS 規格適合品に限らず、これに準ずる製品は全て調査の範囲となります。

① 硬質繊維板

木材を繊維状にときほぐし、合成樹脂を加えて成形した後、高温、高圧で成板した密度 $0.8\text{g}/\text{cm}^3$ 以上の板です。

なお、主な用途は、自動車内装、建築（内・外装材）、電器機器（テレビ、ステレオなどのキャビネット）などです。

② 中質繊維板

硬質繊維板と軟質繊維板の間に位置する製品で、板の密度が $0.4\text{g}/\text{cm}^3$ 以上 $0.8\text{g}/\text{cm}^3$ 未満の板です。

なお、主な用途は、家具、木工、建築内装などです。

③ 軟質繊維板

繊維板の中で最も密度の低い板で $0.4\text{g}/\text{cm}^3$ 未満のものです。

軟質繊維板には、木質繊維のみで作られるA級インシュレーションボード、アスファルトを含浸させたシージングボード、畳床用のタタミボードなどを記入してください。

なお、主な用途は建築内装（化粧天井、壁）、下地（外壁、屋根及び床）、畳床などです。

(3) パーティクルボード（JIS A5908）

パーティクルボードは木材を小さな切片（削片）状にして、これに接着剤を用いて成形熱圧して板にしたもので密度 $0.4\text{g}/\text{cm}^3$ 以上、 $0.9\text{g}/\text{cm}^3$ 以下のものです。

本調査では、JIS 規格適合品に限らず、これに準ずる製品は全て調査の範囲となります。したがって、カレンダープレスによる薄物も含めて記入してください。

また、接着剤によって、ユリア樹脂接着剤を主体としたUタイプ、メラミン樹脂接着剤を主体としたMタイプ、更にフェノール樹脂接着剤を用いたPタイプがありますが、全て含めて記入してください。

なお、主な用途は、家具、電器機器（テレビ、ステレオのキャビネット）、建築（床、屋根の下地、間仕切り）などです。

(4) プレハブ建築用パネル

建築物の床、壁、間仕切り、天井、屋根などに使用する目的で、工場で生産される板材（パネル）が調査の対象となります。

区分はパネルの材質によるもので、建築の構造物が軸組（柱と梁が建築物を支える工法）であるか、壁式（耐力壁を含む）工法であるかを問いません。

① コンクリート系パネル

成形方法の如何を問わず、鉄を芯材とした型枠内にセメントを母材に天然又は人工の骨材と水を混凝された板材をいい、PC板（プレキャストコンクリート）の製品も含みます。

なお、気泡コンクリート製品（ALC）は含みません。

② 軽量鉄骨系パネル

軽量鉄骨を枠とし、表面に鋼板、繊維板、合板などを貼付したものをいいます。

なお、ガラス繊維製品、発泡スチロールなどの断熱材を挟み込んだもの及び耐火壁を含みます。

③ 木質系パネル

木質角材を枠とし、表面に鋼板、繊維板、合板を貼付した木質系パネル及び上記以外の製品で、各種の材料を積み重ね又は組合せた製品をいいます。

2. 繊維板・パーティクルボード生産量の換算値

この欄には「1-1. 製品」欄の繊維板及びパーティクルボード（品目番号 0102～0105）の生産(A)の数量を立方メートル（ m^3 ）に換算した数字を記入してください。

《金属製建具月報》

この調査票を提出する事業所は、**金属製建具**を生産している従事者30人以上（事業所全体）の事業所です。

金属製建具とは、アルミニウム製又は鋼製（スチール又はステンレス製）のサッシ、ドア、シャッター、エクステリアなどの総称をいいます。

なお、車輛、船舶用などは調査範囲に含めません。

1. 製 品 欄

アルミニウム製、スチール又はステンレス製に区分し、次の定義に従って記入してください。

なお、数量欄にはアルミニウム又は鋼（スチール又はステンレス）の重量のみを記入してください。したがって、ガラス、樹脂の重量は含めません。

(1) アルミニウム製

アルミニウム製建具については、完成品として工場から出荷したもの及びアルミニウム押出型材（長尺物）として工場から出荷したもの（完成品に換算した数量、金額）の合計を記入してください。

なお、委託加工のための原材料として出荷した型材は含めません。

注：アルミ押出型材から完成品への換算方法

- ・ **完成品換算量**（生産、受入、出荷、在庫）＝押出型材重量×型材歩留り率

なお、型材歩留り率は、各事業所の実態に応じて製品ごとに設定（例えば 90～95%）してください。

- ・ **完成品換算金額**は、ビル用サッシ、ドアは完成品と同一の単価による出荷金額、エクステリア、アルミニウム製室内建具はノックダウンの出荷金額によります。

① アルミニウムサッシ

ア. 木造住宅用とは、建築物の外壁に使用される引違いの住宅用サッシ、引違い以外の住宅用サッシ（開き窓、出窓など）、住宅用サッシの付属品（皿板、額縁など）及び雨戸、網戸をいいます。

調査品目のうち、「アルミ」（品目番号 0101）欄には、アルミ単一材製品を記入、「アルミ樹脂複合」（品目番号 0102）欄には、アルミニウムとプラスチック樹脂の複合サッシを記入してください。

なお、生産・出荷・月末在庫等の数量(重量)欄には、アルミニウムのみの重量(樹脂の重量は含めない。)を記入し、販売金額欄には、樹脂部分も含めた製品全体の販売金額を記入してください（ただし、販売金額とは契約価格又は生産者販売価格により評価した金額をいいます。）。

また、アルミ単一材サッシとアルミ樹脂複合サッシに兼用される付属品等で区分が困難な場合は、主たる品目に含め、その品目の受払(生産、受入、販売(数量、金額)、その他出荷、月末在庫)欄に記入してください。

イ. ビル用とは、非木造建築物に使用されるものをいいます。

ビル用サッシは全て受注生産品であり、店舗フロント用を含む標準品（ＢＬ認定品を含む。）と、標準品以外のオーダーメイド（カーテンウォールを含む。）があります。

なお、ビル用サッシについては、完成品の数量、金額とサッシバー等の形材を完成品に換算した分の数量、金額をそれぞれ合算して記入してください。

② アルミニウムドア

建築物の外壁に使用される開戸、引戸をいい、住宅用、ビル用の区分は問いません。

なお、室内用及び浴室用は、下記「④ アルミニウム製室内建具」に記入してください。

③ アルミニウムエクステリア

建築物の外部廻りに用いられるもので、面格子、手摺り、ベランダ、バルコニー、フラワーボックス、テラス、カーポート、サンルーム、日除け、門扉、カーテンゲート、フェンスなどの合計を記入してください。

④ アルミニウム製室内建具

間仕切（パーティション）、室内ドア、浴室ドア（開戸、引戸、折戸）などの合計を記入してください。

(2) スチール又はステンレス製

① スチール又はステンレスサッシ及びドア

規格品、受注品の区分は問いません。また、スチール製ドアには形鋼に鋼板を張ったもの、鉄板を圧搾（プレス）して骨格とし、これに金属板を張ったものなどがありますが、この区分も問いません。

② スチール又はステンレスシャッター

重量、軽量の区分は問いません。

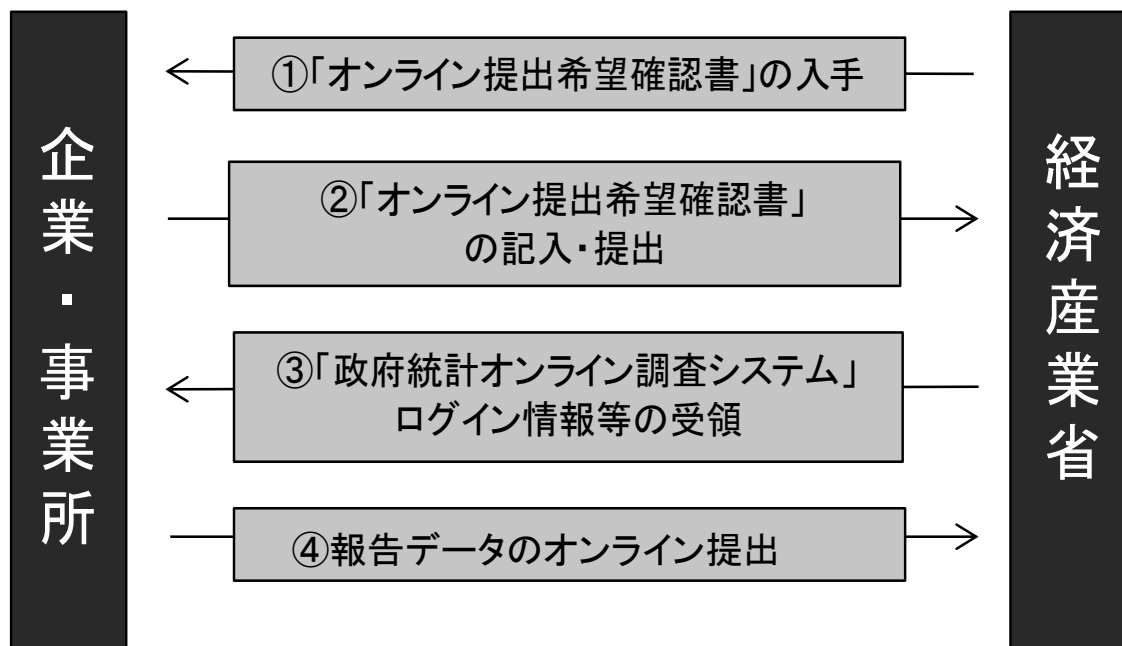
なお、付属のレール、ケースも含めて記入してください。

調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

システム利用手続きの流れ



(1) システム利用に関する手続きの流れ(※)

①「オンライン提出希望確認書」の入手

18ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】(※)の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式(Excel形式)の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

②「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へE-MAIL又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

③「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となっています。

(2) オンライン提出希望確認書記入要領

① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、17 ページで確認してください。

③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を 1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

(3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、19 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

(4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511 (代表)

企画調整班 2861～2862 (内線)

(5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090 (直通)

E-MAIL：bzl-stats-info@meti.go.jp

【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

●システム環境（2024年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1） Windows 10（※1）	Firefox 130 Google Chrome 128 Microsoft Edge 128	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 14.6	Safari 17	—

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・「このファイルのソースが信頼できないため、Microsoft によりマクロの実行がブロックされました。」と表示された場合は以下の URL に対処法の記載があります。

https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



政府統計オンライン調査システム

オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 新規届 】

記入日：_____

オンライン開始希望時期	年 月分の提出から
-------------	-----------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 変更届 】

記入日：_____

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問い合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



耐火れんが・不定形耐火物月報

(2025 年 月分)

基 幹 統 計	経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品		単位: t						
項 目 品 目		番 号	生 産	受 入	出 荷			月 末 在 庫
					販 売		そ の 他	
					数 量	金 額 (千円)		
			A	B	C	D	E	F
耐 火 れ ん が	粘 土 質	0101						
	高 ア ル ミ ナ 質 (電 鋳 品 を 含 む)	0102						
	塩 基 性 れ ん が (ドロマイト質を含む)	0103						
	ジ ル コ ン (ジルコニアを含む)	0104						
	そ の 他 の 耐 火 れ ん が	0105						
不 定 形 耐 火 物	キ ャ ス タ ブ ル 耐 火 物	0106						
	吹 付 材 耐 火 物	0107						
	そ の 他 の 不 定 形 耐 火 物	0108						

3. 労 務		単位:人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
耐火れんが・不定形耐火物部門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生 産 能 力			
区 分	番 号	生 産 能 力(t/月)	生 産 量 (t)
		A	B
耐火れんが(焼成炉)	0401		

備 考

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 名 氏 所 属 部 署 及 び	(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	7 2 5 0	2 0 2 5				

法人番号

炭素製品・研削砥石月報

(2025 年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品										
項 目 品 目		単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出		荷	月 末 在 庫
							販 売		そ の 他	
							数 量	金 額 (千円)		
				A	B	C	D	E	F	G
電 極	人 造 黒 鉛 電 極 (丸 形)	t	0101							
	そ の 他 の 電 極 (連 続 自 焼 式 電 極 ペーストを含む)	t	0102							
ブ ラ シ		kg	0103							
特 殊 炭 素 製 品		kg	0104							
炭 素 繊 維		kg	0105							
研 削 砥 石	ビトリファイド法砥石	t	0106							
	レジノイド法砥石	t	0107							

3. 労 務		単位：人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
炭素製品・研削砥石部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力		単位：kg	
区 分	番 号	月 間 生 産 能 力	
		A	
炭 素 繊 維	0401		

備 考

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事業所所在地	(〒 -)
報 告 者 名 の 氏 名		作 成 者 の 氏 名 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号			
A 0 7	7 2 6 0	2 0 2 5	都道府県	整 理 番 号		

法人番号



経済産業省生産動態統計調査

ボード・パネル月報

(2025 年 月分)

基 幹 統 計	
経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1－1. 製 品										
項 目 品 目		単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出		荷	月 末 在 庫
							販 売		そ の 他	
							数 量	金 額 (千円)		
				A	B	C	D	E	F	G
せ っ こ う ボ ー ド		m ²	0101							
織 維 板	硬 質	m ²	0102							
	中 質	m ²	0103							
	軟 質	m ²	0104							
パ ー テ ィ ク ル ボ ー ド		m ²	0105							
ブ レ ハ ブ ネ 建 築 用 ル	コ ン ク リ ー ト 系 パ ネ ル	m ²	0106							
	軽 量 鉄 骨 系 パ ネ ル	m ²	0107							
	木 質 系 パ ネ ル	m ²	0108							

1-2. 繊維板・パーティクルボード生産量の換算値

項 目	品 目	単 位	番 号	生 産 量	
				A	
織 維 板	硬 質	m ³	0121		
	中 質	m ³	0122		
	軟 質	m ³	0123		
パ ー テ ィ ク ル ボ ー ド		m ³	0124		

3. 労 務

単位:人

区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
ボ ー ド ・ パ ネ ル 部 門	0301		
事 業 所	0302		

備 考

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 名 所 属 部 署 氏 名 及 び	(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分		事 業 所 番 号			
				都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	7 2 9 0	2 0 2 5					

法人番号

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鋳工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査

金属製建具月報

(2025 年 月分)

基 幹 統 計	経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品				単位: t						
項 目 品 目				番 号	生 産	受 入	出 荷			月 末 在 庫
							販 売		そ の 他	
							数 量	金 額 (千 円)		
					A	B	C	D	E	F
アルミニウム	サッシ	木造住宅用	アルミ	0101						
			アルミ樹脂複合	0102						
		ビル用	0103							
	ドア		0104							
	エクステリア		0105							
	アルミニウム製室内建具		0106							
スチール又はステンレス	サッシ		0107							
	ドア		0108							
	シャッター		0109							

3. 労 務		単位:人		備 考
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数		
		A		
金 属 製 建 具 部 門	0301			
事 業 所	0302			

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 氏 名 及 所 属 部 署	(電話 - -)

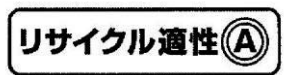
(年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分		事 業 所 番 号			
				都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	7 3 2 0	2 0 2 5					

法人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鋳 工 業 動 態 統 計 室)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。